別記様式第７号の６

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

連携実務演習等に関する承諾書

年　　月　　日

（申請・届出者名）殿

事業者名

○○専門職大学○○学部等の連携実務演習等の連携先事業者として，○○年度より下記の授業科目の実施に関し，連携・協力することを承諾します。

記

・（授業科目名）

（注）

1　この書類は，臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に，その連携先事業者について作成すること。

2　「○○専門職大学○○学部等」の部分は，認可の申請又は届出の内容に応じ，適切に表記を変更すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は，この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき，食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十五日　　厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係）	**別表第一**（第十二条関係）
一～三十二　（略）	一～三十二　（略）
三十三　亜硫酸水素アンモニウム水	（新設）
三十四～百十　（略）	三十三～百九　（略）
百十一　キチングルカン	（新設）
百十二～二百六　（略）	百十～二百四　（略）
二百七　DL－酒石酸カリウム（別名*dl*－酒石酸カリウム）	（新設）
二百八～三百二十六　（略）	二百五～三百二十三　（略）
三百二十七　ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体	（新設）
三百二十八～四百七十二　（略）	三百二十四～四百六十八　（略）

附　則

この省令は，公布の日から施行する。